

令和 3 年 第 4 回

色麻町農業委員会総会議事録

令和3年4月26日（月）

## 色麻町農業委員会議事録

令和3年4月26日、色麻町農業委員会を役場会議室に招集した。

### ・招集委員

議席	担当	氏名
1	農政	高橋 たえ子
2	農地	堀籠 慶浩
3	農地	鎌田 一宣
4	農政	早坂 勝一
5	農政	渡邊 義彦
6	農政	欠員
7	農地	菅原 敏臣
8	農地	阿部 きよ子
9	農地	大泉 貞行
10	農政	早坂 成弘
11	農政	畑中 長悦
12		堀籠 勝恵

・出席委員 11名 ・欠員 1名

・会議録書記 遠藤 由美 ・ 事務局長 高橋 康起

議決事項 第11号議案 農地法第3条の規定による許可決定について  
第12号議案 農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について  
第13号議案 農用地利用集積計画（案）の意見決定について

議長 皆様、大変ご苦勞様です。  
定刻でございますので、只今から始めたいと思います。  
本日の出席委員は11名、欠員1名でございます。  
定足数に達しておりますので、第4回色麻町農業委員会総会を開会いたします。

議長 それでは、色麻町農業委員会会議規則第22条第3項の規定により、議事録署名委員を私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長 それでは、9番大泉貞行委員、10番早坂成弘委員を指名いたします。

議長 議事に入る前に一言ご挨拶申し上げます。  
・・・省略・・・

議長 それでは議事に入ります。  
第11号議案、農地法第3条の規定による許可決定についてを議題と致します。  
事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 第11号議案、農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定による許可決定について。  
上記について下記のとおり農業委員長あての許可申請書を受け付けたので審議されたい。  
記書きについては、省略させていただきます。

議長 番号4番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号4番、譲渡人〇〇さん、譲受人〇〇さん、申請地 四竈字大原3〇-〇、地目 畑、地積 4,971㎡、譲渡事由につきましては記載のとおりでございます。

なお、〇〇さんは、自宅から離れているこの農地を作業効率の面から手放したいと考えておりました。

また、〇〇さんは、当該農地を引き続き耕作目的で所有するものであり、隣接地に農地を所有していることから、農地の効率的な利用も見込め、要件を満たしているものと判断しております。

議 長 内容の説明が終わりました。

議 長 現地確認の報告を 3 番 鎌 田 一 宣 委員よりお願いします。

鎌田委員 それでは、番号 4 番について、現地確認の報告をいたします。  
去る、4 月 1 2 日、担当委員 堀 籠 会長、高 橋 たえ子 委員、それに私と、高橋局長の 4 名で確認を行いました。  
申請地の内容は、先ほど事務局が説明したとおりであります。  
確認事項は、申請地の利用状況、管理状況などを確認して参り、適正に管理されておりました。  
私たちは何ら問題ないと見て参りましたので、委員各位のご審議をよろしくお願ひ申し上げ報告といたします。

議 長 ご苦労様でした。現地確認の報告が終わりました。  
採決に入ります。番号 4 番についてご発言いただきます。  
【異議なしの声あり】

議 長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。  
【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、番号 4 番は可と決しました。  
以上で、第 1 1 号議案、農地法第 3 条の規定による許可決定については、原案のとおり決しました。

議 長 第 1 2 号議案、農地法第 5 条の規定による許可申請書の意見決定についてを議題といたします。

議 長 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 第 1 2 号議案 農地法（昭和 2 7 年法律第 2 2 9 号）第 5 条の規定による許可申請の意見決定について。  
上記について、下記のとおり宮城県知事あての許可申請を受け付けたので、意見を付して進達するため審議されたい。  
記書きについては、省略させていただきます。

議 長 番号 2 番、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長 番号2番、賃貸人 ○○ さん、賃借人 ○○ さん、申請地 四竈字塩竈〇一〇、地目 田、地積722㎡の内298.2㎡、申請内容は、北目堰用水路工事に伴う現場事務所設置のための転用であります。本件につきましては、令和3年1月付けで県の許可を受けておりましたが、近年にない降雪の影響により、工事が当初の計画通り進捗できず、又、これから水田耕作時期に入るにあたり水量を必要とすることから、4月19日から7月末までを休工期間とすることによる工期の変更を行うものであります。

議 長 内容の説明が終わりました。

議 長 それでは、ご発言を頂きます。

【異議なしの声あり】

議 長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、番号2番は可と決しました。

以上で、第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請の意見決定については、原案のとおり可と決しました。

議 長 第13号議案、農用地利用集積計画（案）の意見決定についてを議題といたします。

議 長 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 第13号議案 農用地利用集積計画（案）の意見決定について。

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき、色麻町長より農業委員会の意見を求められたので審議されたい。

記書きについては、省略させていただきます。

議 長 番号39番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号39番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○ さん、設定を受ける者 ○○ さん、設定をする土地の所在 王城寺字八原〇一〇 外2筆、地目 田、地積 8,989㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から、認定農業者である ○○ さんと利用権の再設定をするものでございます。

- 議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。
- 【異議なしの声あり】
- 議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
- 【全員挙手】
- 議長 全員賛成ですので、番号39番は可と決しました。
- 議長 番号40番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
- 事務局長 番号40番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在 王城寺字権三前三番〇ー〇 外1筆、地目 田、地積 6, 258㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。
- 設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から、認定農業者であり、経営規模の拡大を計画している ○○さんと新規に利用権の設定をするものでございます。
- 議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。
- 【異議なしの声あり】
- 議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
- 【全員挙手】
- 議長 全員賛成ですので、番号40番は可と決しました。
- 議長 番号41番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
- 事務局長 番号41番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在 四竈字本郷〇ー〇 外5筆、地目 田、地積 4, 058㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。
- 設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から、○○さんと新規に利用権の設定をするものでございます。
- 議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。
- 畑中委員 新規で期間が3年というのはどういうことなのか理由を聞きします。
- 事務局長 ○○さんが○○さんから他の農地も借り受けていることからその期間の満了日を併せるものでございます。

議長 他にございませんか。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号4 1番は可と決しました。

議長 番号4 2番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号4 2番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在 一の関字新高野○ー○ 外8筆、地目 田、地積 1 2, 3 2 9 m<sup>2</sup>、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から、認定農業者である ○○さんと利用権の再設定をするものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号4 2番は可と決しました。

議長 番号4 3番は、○○委員に関する議事でありますので、農業委員会法第3 1条第1項の規定に基づく議事参与の制限により、議事の審議終了まで退席していただきます。

【堀籠委員退席後】

議長 番号4 3番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号4 3番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在 黒沢字土利壇○ー○ 外4筆、地目 田、地積 1 1, 3 3 2 m<sup>2</sup>、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から、認定農業者であり、経営規模の拡大を計画している○○さんと新規に利用権の設定をするものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号43番は可と決しました。

議長 本日附議されました案件につきましては、以上であります。

議長 第4回 色麻町農業委員会総会を閉会いたします。

開会時刻：午前 9時54分

閉会時刻：午前10時15分

上記会議の顛末を記載し、相違ないことを証する。

令和3年4月26日

議長（会長） 堀籠勝恵 ⑩

署名委員 大泉貞行 ⑩

署名委員 早坂成弘 ⑩